

行

牛島雄之丞

卷下
一

前書通水部任中書右丞相

同村五經

卷五

資料内容

示談書

出典資料

年 月 日

すみくら

済口證文

和解
示談書のあと

裁判で決着させるのは
将来禍根を残す

幾々「いなく」

「ゆくゆく」の
ことで将来のこと

示談と一口がよい
との役所の判断

わけ
誤「分」

差上申済口證文之事

一、山梨郡西保中村在家組と同村横道

組ヲ相手取水論之儀、御吟味ニ而被仰付

候而ハ、幾々治方不宜候段、以御慈悲熟

談内済可仕旨、岩下於御役所様双方江

被仰渡、然處同郡成沢村長百姓与一兵衛

西保中村上組長百姓才兵衛、双方江又見

差加熟談内済可仕趣、左ニ奉申上候、

一、西保中村下組之儀、往古より在家組・横

道組・中野組三組ニ相誤、呑用水之儀、在

No.

資料内容

出典資料

年 月 日

在家組は山沢の出水

中野組は石沢の出水

横道組は大川の出水

あるいは在家組より下る

浅水

在家組の樋を横道

組の22人が破壊

用水が止まり往來通行

の障害ともなるので

名主へ訴え出る

横道組村役人の

吟味は承知せず

家組者「山沢出水用、中野組者は之沢出水

用、横道「組者大川水(印)或在(印)在家組(印)下り候浅

水(印)「用束申候、然處在家組江引来(印)候用水

路江往古(紙目、裏に印あり)掛置候樋、横道組六左衛門ヲ始

式拾二人之者罷出、右三拾式挺之内拾九挺

往來(印)刎出(印)し用水を差留、殊ニ往來通路ヲ

妨難儀至極仕候ニ付、右之趣早速名主所江

訴出、依之村役人中右之場所ヲ見届ケ(印)及

方吟味可致候様被申聞候得共、横道組(印)之

者、(印)村役人吟味請不申候由、名主所江(印)申

年 月 日

上組村役人の取りあつかいで、和解させようとするが不調

前の通り田水を取り取るより、また佐米の障子を取り除くより、横道組22人と話さる

横道組の返答書
村の用水は二本

連候、然處上組村役人之内取扱内済し熟談
為仕度由申候得共、相談相調不申し無是非
御訴訟仕候、前書申上候通り在家し組用水
一向無御座難儀至極仕、横道組し式拾式人
之者被御召出、前之通り用水引取し候様
猶又往來通路差支無之候様、被し仰付被下
置度趣、品々相認奉訴上候し
一、同村横道組百姓才拾二人返答書を以奉し
答上候趣者、私共村方儀前、占三組と相定
惣百姓用水堰之儀、(紙目裏あり)在古占二筋有之、(印)中

(20×10)

年 月 日

中野組は是之沢堰之水
横道組は在家東堰水

在家組は用水堰
なし、井戸水、出水
と香水といる、と申し
在家組の内7人、は
横道組と同じ東堰の
水を利用

善兵衛・元右衛門
10人は居敷添の出水
を利用する

左右衛門跡
あとより

野組是之沢堰之水、且又横道組之儀者し在
家東堰之水ヲ用采、右二筋之儀者し前之占
有之候、在家組ニ者往古占用水堰と申し儀
一向無御座候、或ハ井戸水出水ヲ香采りし
申候、亦在家組之内旦那兵衛始七人之者し
往古占横道組同様東堰水用采り申候し且又
善兵衛・七兵衛・五郎兵衛・又兵衛・安兵衛
傳右衛門・治右衛門跡・沖右衛門・源之丞
元右衛門右指人ハ貞享元子年以來出百姓
二御座候し付屋敷添出水計用候而者万一

(20×10)

資料内容

年月日

70年前に相談し
出火、とヨ、用心に
東堰に桶を懸け
分水とつて

横道組が桶を
はねのけと口はなし

以前に定め
定書に記し
と通分

出典資料

出火有之候節無自由有之ニ付、七指ノ年以
前村役人并堰下之者江相談ノ有之、東堰水
江少之桶懸、水引上ノ用候様定書有之候
由ニ而、分水ニ罷成ノ候処相違無之候、横
通堰流来者、田方ノ用水ニ付来申候、在家
組用水路之桶木ノ刳出シ候旨訴上候得共
横道組ニ而刳出シ候儀無之候旨申上、猶
又前々致置候定書ノ御札并前々之通り用水
差支無之様被ノ仰付被下置候旨、品々相認
奉答上候、

(20×10)

資料内容

年月日

在家組の主張

山沢の出水は在家組
に限っている

用水路に3挺の
桶を懸ける、分
9挺は新しい桶で
ある。

争いの中心は、この新桶
と古い桶のことである

から、新桶9挺のうち
4挺は扱人が世にうけ
る、昔につける場所は

石間、砂間あり、取
水にはさうつかないより
する。

出典資料

一、同村在家組申上候者、山沢出水ハ在家組
限り候、井筋江三拾式挺掛置候桶水、谷分
九挺者新桶引掛、横道組用水を差留候旨
横道組占申立、古桶・新桶ノ申争候事紀
候ニ付、右九挺之内四挺ノ者、此度扱人方
江貫請引取可申候、尤ノ貫請候場所者、石
間・砂間ニ御座候ニ付、如何様ニも取結、
水差支無是候様可仕候、右申争九挺之内、
桶四挺貫請引取候ノ上者、以来様道組占差
違申間敷候、万一格別湯水・旱水届兼候ハ

(20×10)

資料内容

出典資料

年 月 日
異常渴水の場合
双方から村役人へ
願ひ申し、流す
にす。

出入(争論)中に
東堰水と使用

双方合し村役人方江相願候節、
水行届候様取計可申候、
内勘兵衛・四郎兵衛・平兵衛・和田右衛
門・新右衛門・奥右衛門者、
堰水夫延引およ公候處、
貴請候上者、
右取扱之趣、
相互ニ意趣遺恨不相残、
なく以御殿光一件落着仕難有仕合ニ
奉存候、然上者右出入ニ付、
双方重而御訴訟

(20×10)

資料内容

出典資料

年 月 日

ケ間敷儀、決而甲上間敷候、依之双方扱人
并村役人連印を以、
甲處、仍而如件、
山口證文差上

安永五年

山梨郡西保下組

申

在家組訴訟方

九月

惣代 元右衛門(印)

同断 善兵衛(印)

同断 源之丞(印)

沖右衛門(印)

安兵衛(印)

(20×10)

No.

年
月
日

資料内容

出典資料

西保中村上組	長百姓	同郡成澤村	扱人	弥右衛門 (通記)	嘉兵衛 (印)	庄右衛門 (印)	弥左衛門 (印)	長左衛門 (印)	伊右衛門 (印)
	与一兵衛 (印)								

(20×10)

No.

年
月
日

資料内容

出典資料

甚左衛門 (印)	金方衛門 (印)	市左衛門 (印)	甚之丞 (印)	作左衛門 (印)	利右衛門 (印)	瀬左衛門 (印)	惣兵衛 (印)	弥五郎 (印)	文左衛門 (印)

(20×10)

資料内容

年
月
日

出典資料

扱人

長百姓 才兵衛(印)

人紙継目(印)

前書之趣、私共立合、承知仕候、依
之、奥書印形仕、差上申候、以上

同村下組

名主 長兵衛(印)

長百姓 三左衛門(印)

同 武右衛門(印)

同 茂兵衛(印)

No.

(20×10)

資料内容

年
月
日

出典資料

同 勘兵衛(印)

同 治右衛門(印)

同 助左衛門(印)

岩下

御役所

前書之通り承知仕、申分無御座候、以上

同村上組

名主

彦治右衛門(印)

No.

(20×10)